

玉名市運転免許証自主返納支援事業

玉名市では、「玉名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱」により、運転免許証を自主返納された方に対して支援します。



☆ 支援制度の概要 ☆



- 1 対象者 自主返納時に本市の区域内に住所を有する者で、令和2年4月1日以後に自主返納された方
- 2 支援内容 1人1回限り(①～④のいずれか)
①3,000円分(保証料500円を含む)のバスICカード
②200円分の乗合タクシー回数券15枚
③300円分の乗合タクシー回数券10枚
④500円分のタクシー回数券6枚
※乗合タクシー回数券の利用は、しおかぜ・いちご・みかんタクシー
※タクシー回数券の利用は、(有)高瀬合同タクシー・玉名タクシー(有)・(有)岱洋タクシー・(有)アトムのタクシー会社のみ
②～④の使用期限は、交付決定日から1年間
- 3 申請者 本人〔※代理申請可(公的身分証明書持参)〕
※免許返納(取消日)から1年以内の申請
- 4 必要なもの 運転免許の「取消通知書」、「印鑑」をご持参ください
- 5 申込み先 玉名市役所 防災安全課(3階)
- 6 その他の条件 ①免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるものをいう。
②自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により全ての免許の取消しを申請し、免許証を返納することをいう。

お問い合わせ:玉名市役所 防災安全課(3階) TEL:0968-75-1130(直通)